

現場説明書

- 1 工 事 名 令和8年度佐島漁港（本港地区）佐島1号岸壁機能保全工事
2 監 督 員 港湾部 港湾整備課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証 要 ~~不要~~

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
(2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金 する ~~しない~~

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金 する ~~しない~~

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払 する(~~一回以内~~) ~~しない~~

~~6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- (1) ~~継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の %
第2年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の %
第3年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の %

- (2) ~~各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- ア 請負代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)
~~提出不要~~
- ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負関係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。
 - ・ 施工体制台帳
 - ・ 施工体系図
 - ・ 再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）
- カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

- ア 支 給 材 料 ~~あり~~ なし
- イ 貸 与 品 ~~あり~~ なし

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

- 部分引渡し指定部分 ~~あり~~ なし

(8) 火災保険等の関係

- 火災保険その他の保険の付保条件 ~~あり~~ なし

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が 500 万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 市政情報 > 入札・契約制度 > 入札制度（工事）において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、そのデータを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、当初工事請負契約代金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」(第1号様式(建退共))及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出すること。

共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))に掛金収納書(以下「収納書」という)を添付すること。

なお、当初工事請負契約金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。

- (3) 正当な理由がなく建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は、工事成績評定において考慮される事となる。
- (4) 下請契約における請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (5) 前号における請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、元請負者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者は積極的に受託するよう努めること。
- (6) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後監督員の指示に従って施工計画書を作成し、工事着手までに提出すること。ただし、次のいずれかに該当する工事については、施工計画書の記載内容を一部省略することができる。

ア 当初請負代金額が 1,000 万円未満かつ当初工期が 90 日以下の工事

イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

(2) 施工計画書の記載項目

施工計画書記載項目は、横須賀市ホームページ > 市政情報 > 契約・検査 > 検査・工事積算情報 > 検査情報に記載（施工計画書について）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の一部を省略した工事で、監督員が必要と指示した記載項目については追加すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について（別紙）

特記仕様書

1 工事名

令和8年度佐島漁港（本港地区）佐島1号岸壁機能保全工事

2 工事概要

『漁港工事』

渡版撤去工 1式

既設渡版・受枠撤去 L=12m

渡版設置工 1式

渡版・受枠設置 L=12m

3 施工場所

横須賀市佐島3丁目5番地

4 工期（140日間）

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

5 工事仕様

本特記仕様書に定めのない事項については、「漁港漁場関係工事共通仕様書（全国漁港漁場協会）」及び「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読み替えて使用する。

ただし、使用材料等の基準が改正された時は、新基準に基づくものとする。

なお、特記仕様書を最優先するものとする。

6 下検査の実施について

しゅん工検査前に、現場代理人が立会いの上、港湾整備課の実施する下検査を受けなければならない。

7 工事基準面について

本工事の工事基準面は、東京湾平均海面-0.900mとする。

8 許可申請書について

工事施工上必要な官公署、その他機関に対する手続き及び交渉等は、本市が折衝にあたる必要があると認める以外は、請負者が連絡を取り十分な協調を保つとともに、工事現場付近の市民に対する周知を行うこと。

9 工事コストの表示について

当初請負金額 1,000 万円以上の工事においては、工事標示看板に工事費として当初請負金額（万円単位）を表示すること。ただし、変更契約時に看板の工事費表示を変更する必要はない。記載例「工事費 1 億 2,500 万円」

10 施工管理について

本工事の施工管理の方法、品質及び出来形の規定値は、全国漁港漁場協会発行の「漁港漁場関係工事共通仕様書（最新版）」及び神奈川県発行の「土木工事施工管理基準（最新版）」によるものとし、監督員の指示に従い施工管理を行うものとする。ただし、使用材料等の基準が改正されたときは、新基準に基づくものとする。

11 法定外の労災保険について

本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、その写しを提出すること。

12 無石綿（アスベスト）化への対応

本工事で使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。

13 建設リサイクル法について

平成 14 年 5 月 30 日施行「建設リサイクル法」に基づき、必要な書類を工事主管課に提出すること。ただし、請負金額が 500 万円未満の場合は、不要とする。

14 出来形について

出来形については、管理図により出来形図表を作成するとともに、設計図に朱色で完成寸法を入れた資料を提出すること。

15 しゅん工図について

- (1) A 3 判しゅん工図（しゅん工書類に添付）
- (2) しゅん工図面を C D に記録し提出すること。

なお、C D への記録は(1)の図面を原寸のまま 400dpi でスキャンし、PDF 形式にて記録すること。また C D 表面には「施工年度」、「工事名称」、「請負者名」、「監督員名」を記入すること。詳細は監督員の指示に従うこと。

16 工事写真帳について

- (1) 撮影の仕様については、デジタル写真（カラー）とする。
なお、有効画素数を 100 万画素程度とし、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定すること。
- (2) 工事写真帳は、(A4 縦 3 段) を使用する。
なお、2 冊以上になる場合には、(2 の 1)、(2 の 2) と明記すること。
また、表紙に、工事名・工事場所・工期・発注者名・施工者名を記入し社印を押印し、背表紙をつけること。
- (3) 工事写真帳とともに、電子データ「CD」を提出すること。
なお、CD のラベル表記については、工事写真帳の表紙と同様にすること。
ただし、背表紙は不要とする。
- (4) 上記提出方法以外で工事写真帳を提出する場合は、監督員の承諾によるものとする。

17 施工実態調査について

本工事は水産庁の依頼により、施工実態調査の対象となる場合があるため、その際は調査に協力しなければならない。

また調査費用については、設計変更の対象とする。

18 しゅん工検査時に必要な書類について

横須賀市ホームページ＞市政情報＞契約・検査＞検査情報＞工事関係書類＞土木工事関係書類一覧表（令和 7 年 4 月改定）を参照し作成すること。

なお、上記一覧表以外の書類については、監督員の指示によるものとする。

19 その他

- (1) 本仕様書及び本仕様書に記載無き事項で疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定すること。

工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

本工事の実施にあたっては、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がISO14001を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。
2. 場内で発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
3. 現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。
4. 現場で使用する資機材等は、設計図書及び「横須賀市グリーン購入調達方針」（横須賀市のホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/green/tyoutatu.html>）の品目を参考にする事。
5. 工事箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
6. 施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

横須賀市グリーン購入調達方針に基づく 特定調達品目

< 公共工事 >

資 材	建設汚泥から再生した処理土	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材
	再生加熱アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物
	鉄鋼スラグ混入路盤材	再生骨材等	間伐材
	高炉セメント	フライアッシュセメント	エコセメント
	透水性コンクリート	鉄鋼スラグブロック	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	下塗用塗料(重防食)	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料
	高日射反射率防水	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
	バーク堆肥	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	LED道路照明
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	セラミックタイル	断熱サッシ・ドア
	製材	集成材	合板
	単板積層材	直交集成板	フローリング
	パーティクルボード	繊維版	木質系セメント板
	木材・プラスチック再生複合材製品	ビニル系床材	断熱材
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水機
	氷蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	送風機
	ポンプ	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	自動水栓
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	大便器	再生材料を使用した型枠
	合板型枠		
建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
工 法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生路盤工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目 的 物	排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化

建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、横須賀市が発注する工事に適用する。

I. 総則

1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む)に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
 - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 「神奈川県県土整備局公共工事グリーン購入調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。
- (14) 再生資源利用促進計画(実施)書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画(実施状況)をいう。
- (15) 再生資源利用計画(実施)書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画(実施状況)をいう。

II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上(税込)の場合には、次の事項を行うこと。
 - ア 次項Ⅲ. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
 - イ 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
 - ウ 上記イで作成した内容に変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を変更し、その変更内容を監督員に速やかに報告すること。
 - エ 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見えやすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- (3) 体積が500m³以上ある建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源有効利用促進法に規定する「確認結果票」を作成し、上記イ、ウ及びエと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。

ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂(RC-10)の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。

なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容(再生資源利用計画書)を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。

イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード(ストランドボード)等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。

ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用

イ 耐久性の高い建築物等の建築等

ウ 使用済コンクリート型枠の再使用

エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用

オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者(監理技術者)、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。

- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。

ア 建設廃棄物と建設発生土

イ 一般廃棄物(飲料の空缶や弁当がら、刈草等)と産業廃棄物(伐木材・伐根材等)

ウ 特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト廃棄物等)と再資源化できる産業廃棄物

エ 安定型産業廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等)と管理型産業廃棄物(燃え殻、木くず、廃石膏ボード等)

- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬出するとともに、再生資源の活用に努めること。(再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照)
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬出すること。
その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることを。
- (7) 建設発生木材等は、原則として神奈川県県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬出すること。
その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることを。
- (8) 体積が500m³以上ある土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の元請業者等に交付すること。
- (9) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

- (10) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
 - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
 - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
 - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (2) 再生資源利用促進計画(実施)書、再生資源利用計画(実施)書及び確認結果票は、5年間保存すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(3)の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。

上記(1)から(4)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

(参 考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(令和7年6月1日改正)(建設リサイクル法)
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(平成14年5月28日 神奈川県告示第366号)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)(令和5年4月1日改正)(ラージリサイクル法)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(令和7年6月1日改正)(廃棄物処理法)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(令和3年9月1日改正)(グリーン購入法)
- 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正)

Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上(税込)の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト(飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)	

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

<http://fkplus.jacic.or.jp/>

から建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)にログインする。

システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること(動画)」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」(1)及び、「■受注者向け(動画)」を参照する。

- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(計画)を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (5) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(実施)を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る「指定処分A(UCR受入地)」特記仕様書」又は「公共建設発生土処理に係る「指定処分A(長坂受入地)」特記仕様書」を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

11.レンジオーバー

(発生箇所: 工事概要)

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

20.現場内不整合

(発生箇所: 様式1土砂、様式2建設発生土)

「様式1の土砂(現場内利用量)」=「様式2の建設発生土(現場内利用量)」となるように修正登録。

(発生箇所: 様式1碎石、様式2コンクリート、アスファルト・コンクリート)

「様式1の碎石(現場内利用量)」=「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート(現場内利用量)」となるように単位換算をした数値で修正登録。

24.リサイクル率対象外

(発生箇所: 様式2コンクリート、様式2アスファルト・コンクリート)

原則として、搬出先は神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場(再資源化工場)となるため修正登録。

(発生箇所: 様式2建設発生木材A、B)

原則として、搬出先は神奈川県県土整備局の指定事業者の指定施設(再資源化施設)となるため修正登録。

(発生箇所: 様式2建設発生土(第一種～第四種、浚渫土))

原則として、搬出先は神奈川県指定受入地となるため修正登録。

施 工 条 件 明 示 事 項

1. 当該工事の施工条件明示事項は、下記表□内の黒塗り部分が対象となる。ただし、明示されているものは特に必要なものであり、全てに対して明示されているものではない。
2. なお、請負者は下記明示事項やそれ以外に該当すると思われるもので、明示されていない場合には、その都度監督員と協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項
■ 工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期による影響 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限（準備工期の設定等） ■ 関係機関等との協議の未成立 ☐ 関係機関等との協議条件による影響 ☐ 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間 ☐ 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数
□ 用地関係	☐ 工事用地等の未処理部分 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地 ☐ 発注者が借り上げた土地の使用 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容
□ 周辺環境関係 （公害、排水等）	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）対策 ☐ 水替え・流入防止施設 ☐ 濁水、湧水等の処理対策 ☐ 事業損失防止関係
■ 安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定 ☐ 近接工事での施工方法、作業時間等の制限 ☐ 落石、土砂崩落等に対する防護施設 ■ 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策
□ 工事用道路関係	☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限 ☐ 搬入路の使用及び使用後の処置 ☐ 仮設道路の設置 ☐ 一般道路の占用
□ 仮設備関係	☐ 仮設物（仮土留、足場等）の他の工事への転用若しくは兼用 ☐ 仮設備の構造及び施工方法の指定 ☐ 仮設備の設計条件の指定
■ 建設副産物関係	☐ 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化 ■ 建設副産物及び建設廃棄物の処理
□ 薬液注入関係	☐ 薬液注入工法の施工 ☐ 周辺環境への調査
□ 工事支障物件等	☐ 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在 ☐ 地上、地下等の占用物件工事との重複施工
□ その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置き ☐ 工事現場発生品 ☐ 支給材料及び貸与品 ☐ 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等 ☐ 架設工法の指定 ☐ 工事用水、電力等の指定 ☐ 新技術・新工法・特許工法の指定 ☐ 部分使用 ☐ 給水の必要

施 工 条 件 明 示

■工程関係

1. 関係機関等との協議の未成立

施工場所は漁港区域内であるため、施工にあたり湘南漁業協同組合佐島支所と事前に協議すること。

■安全対策関係

2. 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置

交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし、配置場所については監督職員と協議するものとする。

■建設副産物関係

3. 建設副産物及び建設廃棄物の処理

本工事の施工により発生する建設副産物の処理については下記のとおりとする。

種類	受入れ場所	運搬距離
金属くず	県の登録を受けた工場	L=2.6km

1. 処分は上記内容で積算をしている。

2. 建設副産物の搬出に際しては、再生資源の活用の促進に関する法律に基づく再生資源利用促進計画書(実施書)を作成し監督職員に提出しなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

※次の1～11該当する場合は考慮すること

1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価のうち単価金額が記載されていない資材単価は、「ホームページ(工事積算情報)」の「市独自単価 刊行物等掲載単価 コード一覧表」を参照してください。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

2 港湾・漁港工事積算基準コード対応について

港湾請負工事積算基準を適用している場合は、独自のコードを使用している。

出典などを記載した対応表を港湾部のホームページで公開している。

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5830/minato/kensetu/kouwan_tanka.html

3 単価表コードについて

設計積算書の各単価表コードは、以下のとおりである。

港湾請負工事積算基準適用：DH…，DHG…，DHT…，CH…

神奈川県土木工事標準積算基準書適用：WB…，CB…，WK…，D…，CD…

下水道用設計標準歩掛表適用：DKG…，DKK…

なお、神奈川県土木工事標準積算基準書を使用する場合は、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用している。

4 市場単価の端数処理について

市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（少数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

5 土砂検定費について

単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象となりません。

6 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について

桁等購入費 あり なし

7 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について

ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。

8 仮設材質料の補正について

供用月当り賃料区分が変わることにより、日数の増加に比例せず金額が減少する場合には、減少する時点の上限額として、減額補正をしている。

9 コンクリート単価について

生コンクリート「18-8(高炉)、水セメント比 65%以下」の規格を満足させるには、横須賀市生コンクリート協同組合各社において、「21-8(高炉)、水セメント比指定なし」となるため、積算では、「21-8(高炉)、水セメント比指定なし」の単価を計上している。

10 基準書等の適用について

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 港湾請負工事積算基準 | 令和8年度版 |
| (2) 漁港漁場関係工事積算基準 | 令和8年度版 |
| (3) 土木工事標準積算基準書(土木工事編Ⅰ,Ⅱ) | 令和8年7月1日版 |
| (4) 積算参考資料(土木工事編) | 令和8年7月1日版 |
| (5) 土木工事標準積算基準(電気・機械編) | 令和8年7月1日版 |
| (6) 下水道用設計標準歩掛表 | 令和8年度版 |
| (7) 船舶および機械器具等の損料算定基準 | 令和8年度版 |
| (8) 建設機械等損料表 | 令和8年度版 |

積算諸条件調書に係る追加事項

※次の 1～11 該当する場合は考慮すること

1 1 週休 2 日補正について

「週休 2 日確保工事実施要領」において、材工一式の単価は週休 2 日補正の対象外としているため、材工一式の見積りにより登録された単価は、週休 2 日補正（労務費および機械経費（賃料））の対象外となります。

令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)	
設 計 書 番 号	年度 08
事 業 所 名	横須賀市港湾部
(工 事 ・ 業 務) 名	令和8年度佐島漁港（本港地区）佐島1号岸壁機能保全工事
(工 事 ・ 業 務) 箇所	横須賀市佐島3丁目5番地
(河川・路線・区域)名	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	
工 期	140 日間
設 計 金 額	(円)
	円
設 計 概 要	
(起 工 ・ 変 更) 理由	

令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)						
<支出科目>						
款	07 農林水産業費					
項	02 水産業費					
目	04 漁港施設整備費					
節	14 工事請負費					
細節	51 工事請負費 [建設目]					
<合併区分情報>						
合併処理設定	しない					
	区 分 1					
	区 分 2					
	区 分 3					
	区 分 4					
	区 分 5					
	区 分 6					
	区 分 7					
	区 分 8					
	区 分 9					
<全体金額情報>						
	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 08 年度 積 算 諸 条 件 調 書 (当初)

経費等情報	主たる工種	【漁港】構造物工事		
	施工地域・工事場所区分	【漁港】市街地に係わる漁港漁場		
	現場環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正	補正しない		
	前払金支出割合	35%を超える場合		
	契約保証の方法	金銭的保証		
	間接工事費率補正（上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合）			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分			
	漁港漁場（港湾）工事積算基準書 適用年版	令和08年度 適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和08年8月1日基準		
	係数ランク	ランク 3		
	週休割増補正区分	補正しない		
海上輸送補正	1.00			
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	交通誘導警備員B	1	人	

(その他情報欄)

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
岸壁				式			
			1				
構造物撤去工				式			
			1				
渡版撤去工				式			第 0001 号 内訳書
			1				
付属工				式			
			1				
渡版設置工				式			第 0002 号 内訳書
			1				
直接工事費計				式			
			1				
共通仮設費計				式			
			1				
安全費				式			第 0930 号 内訳書
			1				
共通仮設費（率分）				式			【千円止】
			1				
純工事費				式			
			1				
現場管理費				式			【千円止】
			1				
工事原価				式			
			1				

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
一般管理費等				式			
			1				
工事価格				式			【万円止】
			1				
消費税及び地方消費税相当額				式			10.00%
			1				
本工事費計				式			
			1				

第0001号 内訳書
渡版撤去工

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 渡版撤去		式			第0001号下内
	1				
(AMA0020) 廃材積込運搬		式			第0002号下内
	1				
(AMA0030) 廃材処分		式			第0003号下内
	1				
合 計					

第0002号 内訳書
渡版設置工

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0050) 削孔		式			第0004号下内
	1				
(AMA0040) 渡版設置		式			第0005号下内
	1				
(AMA0070) 材料費		式			第0006号下内
	1				
合 計					

第0930号 内訳書
安全費

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0060) 安全対策		式			第0007号下内
	1				
合 計					

第0001号 下位内訳書
AMA0010 渡版撤去

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 既設渡版・受枠撤去					第0001号単価表
	12	m			
合 計					
					円／式
	1	式			

第0002号 下位内訳書
AMA0020 廃材積込運搬

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB010410) 現場発生品及び支給品運搬					第0003号単価表
J01=クレーン装置付通称4-4.5t積級 吊2.9t, J02=有り, J04=3.0km以下	2.85	t			
(CB010410) 現場発生品及び支給品運搬					第0003号単価表
J01=クレーン装置付通称4-4.5t積級 吊2.9t, J02=有り, J04=3.0km以下	2.85	t			
(CB010420) 現場発生品及び支給品積込・荷卸					第0004号単価表
J01=クレーン装置付通称4-4.5t積級吊2.9t	2.85	t			
(CB010420) 現場発生品及び支給品積込・荷卸					第0004号単価表
J01=クレーン装置付通称4-4.5t積級吊2.9t	2.85	t			
合 計					
					円／式
	1	式			

第0003号 下位内訳書
AMA0030 廃材処分

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(UZA000390) 産業廃棄物処分費 金属くず類		kg			
	5,691				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0004号 下位内訳書
AMA0050 削孔

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CH117080) コンクリート削孔(電動ハンマドリル)		孔			第0005号単価表
J01=30mm以上200mm未満	144				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0005号 下位内訳書
AMA0040 渡版設置

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0030) 渡版・受枠設置		m			第0006号単価表
	12				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0006号 下位内訳書
AMA0070 材料費

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0110) 渡版グレーチング（本体） T-25、アルミニウム合金メッキ	12	枚			
(TJ0120) 渡版グレーチング（受枠・固定側） T-25、アルミニウム合金メッキ	12	本			
(TJ0130) 渡版グレーチング（受枠・可動側） T-25、アルミニウム合金メッキ	12	本			
(TJ0140) あと施工アンカー M16、ステンレス	144	本			
合 計					
	1	式			円／式

第0007号 下位内訳書
AMA0060 安全対策

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DH190270) 巡視・保安 J01=1 人	1	式			第0007号単価表
合 計					
	1	式			円／式

第0001号 単価表
SJ0010 既設渡版・受枠撤去

12 m 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役					[1]
	8	人			
(R0101) 特殊作業員					[1]
	8	人			
(R0113) 溶接工					[1]
	16	人			
(R0102) 普通作業員					[1]
	8	人			
(TJ0010) 撤去用機械損料					[1]
	12	日			
(TJ0020) 撤去工具					[1]
	1	式			
(DHT20500) クレーン付トラック4t積級、2.9t吊					第0002号単価表 [1]
	2	日			
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% Σ [1] * 0.005					
	1	式			
合 計					
	1	m			整数止め切捨て 円／m

第0002号 単価表
DHT20500 クレーン付トラック4t積級、2.9t吊

1 日 当り
適用年版 T0808

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z304010090) -00001 軽油		L			
(R0114) 運転手(特殊)		人			
(M302670000) トラック[クレーン装置付] 通称4～4.5t積級 吊能力2.9t		時間	【損料】		
(M302670000) トラック[クレーン装置付] 通称4～4.5t積級 吊能力2.9t		供用日	【損料】		
合 計					
	1	日			円／日

第0003号 単価表 機労材構成比情報
CB010410 現場発生品及び支給品運搬

1 t 当り
適用年版 T0808

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
トラック[クレーン装置付]			【損料】		M000302013
	通称4～4.5t積級 吊能力2.9t		M000302013		
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
特殊作業員					R0101
	R0101				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 t		当り		
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 トラック機種		2	クレーン装置付通称4-4.5t積級吊2.9t		
J02 DID区間の有無		2	有り		
J04 片道運搬距離(km)DID有		2	3.0km以下		

第0004号 単価表 機労材構成比情報
CB010420 現場発生品及び支給品積込・荷卸

1 t 当り
適用年版 T0808

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
トラック[クレーン装置付]			【損料】		M000302013
通称4～4.5t積級 吊能力2.9t	M000302013				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
特殊作業員					R0101
	R0101				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 t	当り		円/t	
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 トラック機種	2		クレーン装置付通称4-4.5t積級吊2.9t		

第0005号 単価表 機労材構成比情報
CH117080 コンクリート削孔(電動ハンマドリル)

1 孔 当り
適用年版 T0808

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
発動発電機			【賃料】		L301030010
2kVA	L301030010				
電動ハンマドリル			【損料】		M304800010
穴あけ能力 φ 38～40mm	M304800010				
特殊作業員					R0101
	R0101				
普通作業員					R0102
	R0102				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
カッソリン					Z304010030
レギュラー	Z304010030				
標準単価		積算単価			
	1 孔	当り		円／孔	
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 削孔深さ	1		30mm以上200mm未満		

第0006号 単価表
SJ0030 渡版・受枠設置

12 m 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役					[1]
	4	人			
(R0106) とび工					[1]
	8	人			
(R0113) 溶接工					[1]
	8	人			
(R0102) 普通作業員					[1]
	4	人			
(TJ0090) 取付用機械損料					[1]
	4	日			
(DHT20500) クレーン付トラック4t積級、2.9t吊					第0002号単価表 [1]
	4	日			
(TJ0100) 取付工具					[1]
	1	式			
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% Σ [1] * 0.005					
	1	式			
合 計					
	1	m			整数止め切捨て 円/m

第0007号 単価表
DH190270 巡視・保安

1 式 当り
適用年版 T0808

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			[1]
(ZS7H10030) 雑材料 全体の% Σ [1] * 0.005		式			
	1				
合 計					
		式			円／式
	1				
条 件 名 称					

登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
TJ0010	撤去用機械損料	日	T0808	10,450	機械器具 損料	全間接費対 象	見積り
TJ0020	撤去工具	式	T0808	585,000	機械器具 損料	全間接費対 象	見積り
TJ0090	取付用機械損料	日	T0808	5,500	機械器具 損料	全間接費対 象	見積り
TJ0100	取付工具	式	T0808	40,810	機械器具 損料	全間接費対 象	見積り
TJ0110	渡版グレーチング（本体） T-25、アルミニウム合金メッキ	枚	T0808	560,000	資材単価	全間接費対 象	特別調査
TJ0120	渡版グレーチング（受枠・固定側） T-25、アルミニウム合金メッキ	本	T0808	81,000	資材単価	全間接費対 象	特別調査
TJ0130	渡版グレーチング（受枠・可動側） T-25、アルミニウム合金メッキ	本	T0808	71,000	資材単価	全間接費対 象	特別調査
TJ0140	あと施工アンカー M16、ステンレス	本	T0808	888	資材単価	全間接費対 象	部独自
Z304010090 -00001	軽油	L	T0808	147	資材単価	全間接費対 象	部独自

[illegible]